

よくある御質問（FAQ）

No	質問	回答
1	採択前に支出した経費は補助対象になりますか。	補助対象になりません。採択後から支援期間内に支払われたモデル事業に関する費用のみが対象となります。
2	取締役など会社役員の人件費は補助対象になりますか。	原則、補助対象になりません。ただし、会社役員に加え、モデル事業に取り組む従業員も兼ねる場合は、対象にすることも可能です。
3	宣伝費用は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
4	川崎市の企業であれば、登記のみでも問題ありませんか。	登記のみで、川崎市内における活動実態がない場合は、お断りする場合があります。
5	成果報告会には、どのような成果が求められますか。	開発したプロトタイプにて、実証実験が完了することが求められます。
6	川崎市に拠点がない企業は応募はできませんか。	川崎市内に事業所（本社、支社、工場、研究（部門）所、店舗等）があることが条件となります。
7	募集要項に「いずれもプロトタイプ開発済みで、更なる開発・実証実験を当事業で行う内容も対象となります」と記載している趣旨を教えてください。	プロトタイプを開発済みであったとしても、他のエリアで実証実験を実施していない場合は当事業の対象となります。また、実証実験によって機能修正・改修等、追加の開発が生じる場合、その開発費用は当事業の支援対象となります。
8	事業類型②③は、①に記載のある「これまでにないサービス」でなくても問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、有力な競合製品などが存在する場合は、審査基準の「②独自性・変革性」で競合優位性が乏しいと判断し、点数が低くなる可能性があります。その場合には、競合製品に対する優位性について、具体的に提案書に記載してください。
9	人件費の上限は、当初申請した金額から算出するのでしょうか。	最終の実績金額からの算出となります。 例えば、申請時に上限40%（120万円）まで人件費を計上している場合、他経費の実績が申請時より減少した場合、人件費の上限金額も下がりますのでご注意ください。
10	人件費の単価は、どのように決定すればよいでしょうか。	経産省から公示されている健保等級を基準にした単価表に基づき設定してください。 健保等級単価表（経産省R5） https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/R5kenpo.pdf 上記による設定が難しい場合は、個別にご相談ください。